

この届書は、「産前産後休業」の終了時に子を養育する被保険者の報酬に変動があった場合にご提出いただくものです。

<産前産後休業終了時の報酬月額変更>

・「産後休業終了時の月額変更」は、通常の「月額変更(随時改定)」とは異なります。

- ① 「固定的賃金に変動が無くても」、産後の育児による労働の変動に伴う賃金減が理由になります。
- ② 従前との「差が1等級でも」届出できます。
- ③ 算定対象月から、「規定日数に満たない月は除いて算定」します。
- ④ 被保険者の希望により、この届出を提出できます。

(日本年金機構から依頼の場合は、当健康保険組合にもご提出ください。)

記入方法

【提出者記入欄】

事業所番号 : 健康保険で使用している事業所の番号です。
被保険者証の記号 保険証の記号-番号の記号に当たる1桁～3桁の数字をご記入ください。

【申出者欄】 この欄は、被保険者がこの「月額変更の提出の意思」を記入する所です。

必ず被保険者ご本人が口にて✓を付して、この欄右上の年月日に届出を事業主に提出する日付を記入してください。
また、被保険者の「住所・氏名・電話番号」もご記入ください。

【被保険者情報欄】

- ①被保険者証の番号 : 各事業所ごとに、順次番号をご記入ください。
- ②産前産後休業終了年月日 : 「産後56日」以内の休業終了日をご記入ください。
- ③個人番号(マイナンバー) : 本人確認を行ったうえで、個人番号をご記入ください。
- ④被保険者氏名(フリガナ) : 住民票に登録されているものと同じ氏名を、(フリガナ)はカタカナで正確にご記入ください。
- ⑥子の氏名(フリガナ) : なお、登録可能な文字数は、「氏名」「フリガナ」どちらも15文字までです。
- ⑤生年月日 : 該当する年号を選択して、年月日は例をご参照ください。
- ⑦子の生年月日
- ⑧報酬月額 : 「終了日の翌日の月」から3ヵ月間の報酬月額の平均額で算定します。

例

年	月	日
63	05	03

算定対象月の報酬支払基礎日数

「算定対象月」は、終了日が4月30日ならば翌日は5月1日なので、5月・6月・7月です。
「支払基礎日数」は各「算定対象月」の支払日数です。
「給与計算期間」が月末締め翌月払いならば、5月分は4月30日締めで、0日となります。

通貨による支払額

給料・手当等、労働の対償として金銭(通貨)で支払われるすべての合計金額をご記入ください。
※ 臨時に支払うものや3ヵ月を超える期間ごとに支払う賞与等は対象となりません。
※ 週給の場合は、報酬額を「7」で割って得た額の30倍に相当する金額をご記入ください。

現物による支払額

報酬のうち食事・住宅・被服・定期券等の金銭(通貨)以外の支払いについてご記入ください。
現物によるものの額は、厚生労働大臣によって定められた額(食事・住宅については都道府県ごとに定められた価格、その他被服等は時価により算定した額)をご記入ください。

合計

「算定対象月」ごとに通貨と現物の「合計」をご記入ください。

- ⑨報酬月額の総計 (※下記参照) : 「表面の(※下記参照)」の通り、「支払基礎日数」が「規定日数」を超えている月の「合計」を加算してください。
「規定日数」は、通常「17日」ですが、「短時間労働者」「パート」の場合は、該当する方を選んで口にて✓を付し、各々の「規定日数」に準じて「報酬月額の総計」を記入してください。
「短時間労働者」→特定適用事業所で4分の3以下の短時間労働者としての取得者
「パート」→就労が4分の3以上勤務で短時間就労者としての取得者
- ⑩平均額 : 「⑨報酬月額の総計」の金額を、加算した「合計」月数で除した金額(1円未満切り捨て)をご記入ください。
- ⑪修正平均額 : 「算定対象月」以外の報酬が含まれている時は、この欄で修正して「平均金額」をご記入ください。
- ⑫従前の標準報酬月額 : 変更前の標準報酬月額をご記入ください。
- ⑬改定年月 : 改定される年月をご記入ください。「産後終了日の翌日の月」から4ヵ月目になります。
- ⑭給与締切日・支払日 : 該当者の給与の「締切日」と「支払日」をご記入ください。